

令和3年度大学入学者選抜において、感染症の専門家の意見等をもとに、一定の要件を満たした場合には無症状の濃厚接触者の受験を認めることができることなどについて見直したことから、「令和3年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」を一部改正し、通知するものです。



2 文科高第 6 9 4 号
令和 2 年 1 0 月 2 9 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
高等学校を設置する学校設置会社を所轄 殿
する構造改革特別区域法第 12 条第 1 項
の認定を受けた各地方公共団体の長
各国公私立大学長（大学院大学を除く）
独立行政法人大学入試センター理事長

文部科学省高等教育局長
伯 井 美 徳

(印影印刷)

令和3年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した
試験実施のガイドラインの一部改正について（通知）

標記について、10月15日に開催された新型コロナウイルス感染症対策分科会において、令和3年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テストの感染症予防対策について審議されたところです。

この審議結果を踏まえ、大学入学者選抜方法の改善に関する協議において「令和3年度大学入学者選抜実施要項」（令和2年6月19日付け2文科高第281号高等教育局長通知）の別添「令和3年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」（大学入学者選抜方法の改善に関する協議決定）について検討を行い、別紙のとおり改正しましたので通知します。

今回の改正では、無症状の濃厚接触者の受験の取り扱い等について、感染症の専門家の意見等をもとに、必要な見直しを行っています。

については、本改正の趣旨を十分ご留意頂き、必要に応じて各大学における感染症対策を見直

していただくとともに、引き続き受験生が安心して受験に臨めるよう、試験場における衛生管理体制等を構築していただくようお願いいたします。

また、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）を設置する国公立大学にあっては設置する附属高等学校に対し、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の高等学校及び域内の市区町村教育委員会等に対し、都道府県知事にあっては所轄の高等学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長にあっては認可した高等学校に対し、別紙について、十分な周知をお願いします。

なお、大学入学共通テストを実施するための新型コロナウイルス感染症予防対策については、別途、独立行政法人大学入試センターより、本ガイドラインに基づき策定し、参加大学に後日周知する予定です。

（添付資料）

- 別紙1 「令和3年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」（溶け込み版）
- 別紙2 「令和3年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」（見え消し版）
- 別紙3 新型コロナウイルス感染症対策分科会（第11回） 配布資料4

【本件担当】

高等教育局大学振興課

大学入試室入試第一係 薄葉，上田

TEL：03-5253-4111（内線2469）

FAX：03-6734-3392

E-mail：gaknyusi@mext.go.jp

令和3年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した 試験実施のガイドライン

令和2年6月19日決定

令和2年10月29日改定

大学入学者選抜方法の改善に関する協議

1. 基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（3月19日）においては、まん延防止のために、「三つの密」（①換気の悪い密閉空間、②多くの人が密集している、③互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる、という3つの条件が同時に重なった場）を徹底的に回避することなどが必要とされている。令和3年度大学入学者選抜においても、試験の実施に関して、広く社会的な理解を得ておくことが重要である。

試験の実施の特徴としては、受験生が移動し、1つの会場に集合する形となるものの、試験中は基本的に試験問題を解くことに集中し、他者との交流・接触を行うものではないことから、感染拡大の防止策をあらかじめ講じておけば、むしろ社会経済活動としては、その感染拡大のリスクは比較的低位に分類されるものであるとも言える。

受験生にとっての大学入試が持つ意義について考えた場合、入試はそれぞれの将来の進路を実現させるためのステップであり、これまでの努力の成果を試す重要な機会である。入試時期に全国的に混乱をきたすような爆発的な感染拡大が生じているような場合は別として、基本的には、十分な対策を講じた上で試験を実施し、受験機会の確保を図ることが重要であると考ええる。

5月25日に変更された新型コロナウイルス感染症対策本部決定の「基本的対処方針」においては、「新しい生活様式」の定着等を前提として、「感染拡大の防止と社会経済活動の両立を持続的に可能としていく」とされており、こうしたことを踏まえ、受験生や試験監督等の入試に携わる職員一人一人が「新しい生活様式」を日々実践することを前提に、各試験場においていかにして新型コロナウイルスの感染拡大の防止を図り、受験生に安心して受験できる場を提供できるかという視点に立って、試験実施体制を整えることが必要である。

本ガイドラインは以上のような考え方に立って、感染症に関する専門家からの意見を踏まえながら、各大学が試験場の衛生管理体制を構築するに当たり、

その望ましい内容・方法等について整理したものである。また、大学入試センターにおいては、本ガイドラインに基づき、大学入学共通テストを実施するための新型コロナウイルス感染症予防対策について別途策定し、参加大学に周知するものとする。

なお、今後、新たな感染の拡大や科学的知見の発見があった場合には、「新型コロナウイルスに対応した大学入試ワーキンググループ」において、改めて本ガイドラインの内容について検討し、必要な更新・修正等の対応を行うこととする。

2. 試験場の衛生管理体制等の構築

大学入試センター及び各大学は、試験場において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための措置を講じること。具体的には、事前の準備、試験当日、試験終了後の3つの時点ごとに分類し、それぞれの時点で実施することが必要な事項として、例えば、以下のようなことが考えられる。

(1) 事前の準備

① 試験室の確保

可能な限り受験生の人数を通常の講義、会議等での使用時における収容定員の半分程度以内とすることが望ましいが、もともと不正防止等の観点から②で示す座席間の距離が確保されており、本ガイドラインで示すその他の様々な感染対策を講じていれば、試験室の確保について追加的な対応は不要であること。

②試験室の座席間の距離の確保

試験場ごとに、教室の数や大きさ、受験者数が異なることが想定されるが、あらかじめ感染拡大の防止策を講じていることを踏まえ、座席の配置は、なるべく1メートル程度の間隔を確保すること。

③マスク、速乾性アルコール製剤の準備

試験場内におけるマスクの着用を義務付けることとし、未所持者にはマスクの提供を行うこと。また、試験場入口や試験室ごとに速乾性アルコール製剤を配置すること。

④試験監督者等の体調管理等

当日試験業務に携わる試験監督者等については、試験前7日程度を目安に、朝などに体温測定を行うことを要請し、体調不良などを訴える者がいた場合に備え、代替の試験監督者等を確保し、自宅待機や医療機関の受診など、各大学の労務管理上、適切な対応をとること。

⑤医師、看護師等の配置

発熱・咳等の症状のある受験生が受験する場合に備えて、大学等の実情に応じ、医師、看護師等の配置に努めること。

⑥別室の確保

発熱・咳等の症状のある者や無症状の濃厚接触者のための別室を設けること。別室においては、基本的に概ね2メートル以上の間隔での座席配置を行うこと。別室は、大学等の実情に応じ、可能であれば医師、看護師等の待機場所から近い方が望ましいこと。

なお、基礎疾患を有する者や合理的配慮を要する障害等のある受験生のための別室とは別に確保すること（別室の設定については、2.（2）①の※及び④iv）の※も参照すること）。

⑦試験室の机、椅子の消毒

試験前日に消毒用アルコール（次亜塩素酸ナトリウム液（漂白剤）を希釈したものや界面活性剤でも可）を使用した拭き取りを行うこと。また、試験日程が連続し、座席利用者が異なるような場合には、当日の試験終了ごとに拭き取りによる消毒を行うこと。

試験開始前の72時間以内に、試験場となる施設の関係者の感染が判明した場合には、保健所等と連携して、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品を消毒すること（消毒できていない箇所は立ち入り禁止とするなどの処置も考えられる）。

⑧面接試験、実技試験の実施

感染拡大の防止に留意し、各大学においては、ICTを活用したオンライン面接や実技動画の提出を取り入れた多様な選抜方法の工夫を行うことが考えられるが、対面での実施が必要と判断する場合には、面接試験については、受験生同士及び評価者との距離は2メートル以上を確保し、常時ドアを開放しておくこと。また、実技試験については、剣道、柔道などのコンタクトスポーツや、発声を伴う歌唱などについては実施を控えること。

⑨試験場への入場方法の検討

入場開始時間を早めることなどにより、試験開始までの時間に余裕を持たせたり、受験番号ごとに入場時間を割り振る、一定間隔を空けて入場させる、複数の入口、門を使用する、入場に当たって行列が生じる箇所がある場合には動線を示す（例えばマーキング等により1メートル以上の間隔をとる）など、入場時の混雑を避けるための工夫を行うこと。

⑩トイレの使用

トイレは感染リスクが比較的高いとされていることから、トイレ入口に動線を示す（例えばマーキング等により1メートル以上の間隔をとる）とともに

に、入口において、混雑を避けた利用、利用後の手洗いなどを促す案内紙を掲示すること。大学等の実情に応じ、可能な範囲でトイレ休憩の時間を長めに確保すること。また、トイレ内については換気に注意を払うこと。なお、発熱・咳等の症状のある受験生や無症状の濃厚接触者に該当する受験生に対し別室での受験を認める場合は、試験運営上、可能な限り、トイレを別に確保することが望ましい。

⑪試験終了時の試験室からの退出方法の検討

終了時の混雑を避けるため、各試験室からの一斉退出は認めず、あらかじめ教室ごと又は教室内の列ごとなどに退出の順番を決めておく、一定間隔を空けて退場させる、複数の出口、門を使用する、退出に当たって行列が生じる箇所がある場合には動線を示す（例えばマーキング等により 1 メートル以上の間隔をとる）などの工夫を行うこと。

⑫保護者控室の設置

試験場への入場者数や集団の形成を極力抑制する観点から、受験以外の用務がある者の入場は最小限になるようにし、保護者控室については原則設置しないことが望ましいこと。ただし、受験生への付き添いが必要な場合もあり得るため、この場合は、受験生と同等の感染予防を講じることを条件に、入場を認めること。

⑬試験監督者等に対する感染対策の要請

「三つの密」の回避や、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を実践すること。また、他の疾患の罹患等のリスクを減らすため、各自の判断において予防接種を受けておくことが望ましいこと。

⑭関係機関との連携・協力体制の構築

感染者が出た場合には、濃厚接触者の特定を行うため、試験場ごとの受験者リストを域内の保健所等に共有する必要があるなど、状況に応じ、関係機関と必要な連携・協力を図ることができるよう体制を構築しておくこと。

⑮新型コロナウイルス対応の専用相談窓口の設置

各大学において、例えば、専用電話や専用ホームページの開設などを検討すること。（大学入試センターにおいても、ホームページにおいて、各試験場、試験室において共通の対応となることなどを整理した Q&A の掲載など、受験生に対して大学入学共通テストにおける対応を周知するとともに、受験生からの問合せに対して適切に対応することとしている。）

（２）試験当日の対応

①マスク着用の義務付け

発熱・咳等の症状の有無にかかわらず、試験場内では、昼食時を除き、マスクの着用を義務付けること。休憩時間や昼食時等の他者との接触、会話を極力控えるよう要請すること。試験監督者等についても同様であること。なお、何らかの事情によりマスクの着用が困難な者も想定されるが、そのような者は、あらかじめ申し出るよう周知するとともに、別室において受験させること。

※発熱・咳等の症状のある者や無症状の濃厚接触者とは同室にしないこと。

②試験室ごとの手指消毒の実施

試験室への入退出を行うごとに、速乾性アルコール製剤による手指消毒を義務付けること。試験監督者等についても同様であること。

③発熱・咳等の症状のある受験生への対応

試験開始前に発熱・咳等の症状の有無を試験監督者より確認し、本人の申出により、発熱・咳等の症状のある受験生がいた場合には、診療室で対応することを案内しつつ、追試験による対応等を提示すること。ただし、追試験を受験することなどが難しいなど特別な事情がある場合には、別室での受験を提示することができること。

④無症状の濃厚接触者*への対応

*本ガイドラインにおける濃厚接触者とは、保健所より濃厚接触者に該当すると伝えられた者のほか、過去2週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域から日本に入国した者を含む。

以下のいずれの要件も満たし、本ガイドラインで示す感染対策が講じられている場合には、無症状の濃厚接触者から他の受験生や試験監督者に感染するおそれは極めて少ない（日常生活を送る上で感染する可能性と同等）ことから、各大学の実情等を勘案の上、無症状の濃厚接触者の受験を認めることができること。当日受験させないこととする場合は、追試験による対応等を提示すること。

- i) 初期スクリーニング（自治体によるPCR検査及び検疫所における抗原定量検査）の結果、陰性であること

※検査結果が判明するまでは受験不可とし、その者については追試験を受験させること。

- ii) 受験当日も無症状であること

※保健所において濃厚接触者であることやPCR検査の結果が陰性であることを文書等で証明することはないため、入学志願者から無症状の濃厚接触者であることの申告をあらかじめ受け、上記i)及びii)の要件を満たすことを確認した上で受験を認めること（保健所より濃厚接触者に該当すると伝えられた者が本項の対象であり、単に周囲に感染者がいたというだけの者は通常どおりの

受験をさせること）。

- iii) 公共の交通機関（電車、バス、タクシー、航空機（国内線）、旅客船等）を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて試験場に行くこと

※該当者に対し、あらかじめこのことを周知し、自家用車等の利用を求めること。

- iv) 終日、別室で受験すること

※発熱・咳等の症状のある受験生のために準備している別室に加え、試験運営上、可能な限り、新たな別室を設けることが望ましい。無症状の濃厚接触者と発熱・咳等のある受験生を同じ別室で受験させる場合であっても、それらの受験生と基礎疾患を有する者や合理的配慮を要する障害等のある受験生を同一の別室で受験させないこと。

⑤無症状の濃厚接触者が受験する別室の感染対策

④の定めるところにより、無症状の濃厚接触者の受験を認める場合には、以下の対策を講じること。

- i) 建物内において、別室まで他の受験生と接触しない動線を確保すること
※完全に動線を別に設ける必要はなく、受験生同士の距離が一定間隔空くような、何らかの対策が取られていればよく、互いにマスクを着用していれば、単にすれ違う場合は、感染対策上は問題ない。

- ii) 別室では受験生の座席間隔を2メートル以上確保すること

- iii) 受験生と試験監督者の距離を2メートル以上（答案回収等の際にはこの限りではない）確保すること

- iv) 受験生も試験監督者もマスクの着用を義務付けるとともに、入退室時の手指消毒を徹底すること

※試験時間中は、頻繁に会話をするような状況も生じないことから、上記の条件を満たし、本ガイドラインで示す感染対策が講じられておれば、他の受験生や試験監督者が感染するおそれは極めて少ない（日常生活を送る上での感染する可能性と同等）。

⑥体調不良を訴えた試験監督者等への対応

当日試験業務に携わる試験監督者等に体調不良などを訴える者がいた場合には、代替の試験監督者等と交代し、自宅待機や医療機関の受診など、各大学の労務管理上、適切な対応をとること。

⑦換気の実施

試験室の大きさやそれに対する受験生の数、出題科目ごとの試験時間が異なるなど、事情が様々であることから、一律に換気の日安を示すことは難しいものの、可能な限り換気の頻度を多くすることが望ましく、少なくとも1科目終了ごとに、できるだけすべての窓を可能な限り長く、少なくとも10分程度以上開放することが望ましいこと。

⑧昼食時の対応

昼食時の受験生同士の会話、交流、接触を最大限に抑制する観点から、待機室、食事用控室、学生食堂の開放等は行わず、受験生には昼食持参と自席での食事を要請すること。通常、試験室での飲食を禁止している大学等においては、試験日については自席での飲食を認めること。また、試験場内では感染拡大防止の観点からマスクの着用を義務付けていることから、マスクを外すことになる昼食に際しては、あらかじめその時間を限定して設定すること。

⑨試験場入場前の対応

非接触体温計などによる検温については、新型コロナウイルスの特性として熱の高低での識別が難しいこと、検温実施のために密空間が生じるおそれがあることなどから、必ずしも全員に一律に行う必要はないこと。ただし、試験場の入口に、発熱・咳等の症状のある場合はその旨を申し出ることを記載した案内紙を掲示するなど、体調不良者に注意を促すことが望ましい。

⑩試験終了時の周知

退出の順番が来るまでそのまま待機すること、試験場内ではマスクを廃棄しないこと、各自寄り道などはせず、なるべくまっすぐ帰宅すること、帰宅後はまず手や顔を洗うことについて受験生への周知を行うこと。

(3) 試験終了後

①試験監督者等の健康観察

当日試験業務に携わった試験監督者等については、毎朝、体温測定や体調の観察を行うことを要請し、体調不良などを訴える者がいた場合には、自宅待機や医療機関の受診など、各大学の労務管理上、適切な対応をとること。

②試験室の机、椅子の消毒

試験日程が連続し、座席利用者が異なるような場合には、当日の試験終了ごとに消毒用アルコール(次亜塩素酸ナトリウム液(漂白剤)を希釈したものや界面活性剤でも可)を使用した拭き取りを行うこと。なお、試験終了後、使用した教室を72時間以上使用しない場合には、吐しゃ物などの汚物が無い限り、特に消毒は必要ないこと。

③保健所等の行政機関への協力

試験終了後に、新型コロナウイルスの感染が判明した受験生や試験監督者等がいた場合には、当該試験場の大学等は、濃厚接触者の特定など、保健所等の行政機関が行う必要な調査への協力を行うこと。

※単に新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)の通知を受けたのみの者は、感染者にも濃厚接触者にも該当するものではなく、本項で定める協力が

必要になるのは、保健所等の行政機関から要請を受けた場合であること。

3. 受験生に対する要請事項

試験場における感染拡大を防止し、受験生自身が安心して受験できる環境を確保していくためにも、あらかじめ受験生に要請しておくべき事項を整理しておくことが必要である。例えば、以下のようなことが挙げられる。

①自主検温

試験日の7日程度前から、朝などに体温測定を行うこととし、体調の変化の有無を確認すること。

②医療機関での受診

試験日の2週間程度前から発熱・咳等の症状がある受験生はあらかじめ医療機関での受診を行うこと。

③受験できない者

新型コロナウイルス感染症に罹患し、試験日に入院中又は自宅や宿泊施設において療養中の者は受験できないこと。発熱・咳等の症状がない無症状の濃厚接触者については、上記2.（2）④⑤で示す条件のもと、各大学の判断により、受験できる場合があることから、受験予定の大学に問い合わせ受診の可否を確認すること。

④受験の取り止め

大学入試センターと各大学は、新型コロナウイルス対応の専用ホームページなどを通じて、追試験等の実施方法や日時等に関する情報を提供しつつ、試験の前から継続して発熱・咳等の症状のある受験生は、当初予定していた日程ではなく、追試験等の受験を検討すること。

⑤試験当日における対応

発熱・咳等の症状のある受験生は、試験当日の検温で、37.5度以上の熱がある場合は受験を取り止め、追試験等の受験を検討すること。また、37.5度までの熱はないものの、発熱や咳等の症状のある受験生は、その旨を試験監督者等に申し出ること。

症状の有無にかかわらず、各自マスク（何らかの事情によりマスクの着用が困難な場合は、あらかじめ受験する大学に相談すること）を持参し、試験場では、昼食時以外は常に着用すること。休憩時間や昼食時等における他者との接触、会話を極力控えること。

⑥試験当日の服装、昼食

試験当日、試験室の換気のため窓の開放等を行う時間帯があるため、上着など暖かい服装を持参すること。また、試験場で食堂の営業等は行わない

め、昼食を持参し、あらかじめ指示された時間内に自席で食事をとること。

⑦予防接種

他の疾患の罹患等のリスクを減らすため、各自の判断において予防接種を受けておくことが望ましいこと。

⑧「新しい生活様式」等の実践

日頃から、手洗い・手指消毒、咳エチケットの徹底、身体的距離の確保、「三つの密」の回避などを行うとともに、バランスのとれた食事、適度な運動、休養、睡眠など、体調管理に心がけること。

⑨新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）のダウンロード

「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA：COVID-19 Contact Confirming Application）は、利用者が新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性がある場合に通知を受けることができるものであり、その後の検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができることから、これを活用することが望ましいこと。なお、通知を受けたことが直ちに濃厚接触者であることを意味するものではないことに留意すること。

令和3年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した 試験実施のガイドライン

~~（令和2年6月19日決定~~

令和2年10月29日改定

~~「大学入学者選抜方法の改善に関する協議」決定~~

1. 基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（3月19日）においては、まん延防止のために、「三つの密」（①換気の悪い密閉空間、②多くの人々が密集している、③互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる、という3つの条件が同時に重なった場）を徹底的に回避することなどが必要とされている。令和3年度大学入学者選抜においても、試験の実施に関して、広く社会的な理解を得ておくことが重要である。

試験の実施の特徴としては、受験生が移動し、1つの会場に集合する形となるものの、試験中は基本的に試験問題を解くことに集中し、他者との交流・接触を行うものではないことから、感染拡大の防止策をあらかじめ講じておけば、むしろ社会経済活動としては、その感染拡大のリスクは比較的低位に分類されるものであるとも言える。

受験生にとっての大学入試が持つ意義について考えた場合、入試はそれぞれの将来の進路を実現させるためのステップであり、これまでの努力の成果を試す重要な機会である。入試時期に全国的に混乱をきたすような爆発的な感染拡大が生じているような場合は別として、基本的には、十分な対策を講じた上で試験を実施し、受験機会の確保を図ることが重要であると考えている。

5月25日に変更された新型コロナウイルス感染症対策本部決定の「基本的対処方針」においては、「新しい生活様式」の定着等を前提として、「感染拡大の防止と社会経済活動の両立を持続的に可能としていく」とされており、こうしたことを踏まえ、受験生や試験監督等の入試に携わる職員一人一人が「新しい生活様式」を日々実践することを前提に、各試験場においていかにして新型コロナウイルスの感染拡大の防止を図り、受験生に安心して受験できる場を提供できるかという視点に立って、試験実施体制を整えることが必要である。

本ガイドラインは以上のような考え方に立って、感染症に関する専門家からの意見を踏まえながら、各大学が試験場の衛生管理体制を再構築するに当た

り、その望ましい内容・方法等について整理したものである。また、大学入試センターにおいては、本ガイドラインに基づき、大学入学共通テストを実施するための新型コロナウイルス感染症予防対策について別途策定し、参加大学に周知するものとする。

なお、今後、新たな感染の拡大や科学的知見の発見があった場合には、「新型コロナウイルスに対応した大学入試ワーキンググループ」において、改めて本ガイドラインの内容について検討し、必要な更新・修正等の対応を行うこととする。

2. 試験場の衛生管理体制等の構築

大学入試センター及び各大学は、試験場において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための措置を講じること。具体的には、事前の準備、試験当日、試験終了後の3つの時点ごとに分類し、それぞれの時点で実施することが必要な事項として、例えば、以下のようなことが考えられる。

(1) 事前の準備

① ~~①~~試験室の確保

~~政府が定める「基本的対処方針」では、「催物（イベント等）の開催」に関し、「段階的に規模要件（人数上限）を緩和する」際には、「屋内で開催される催物等については、収容定員に対する参加人数の割合を半分程度以内とする要件を付すこと」とされている。こうした方針を踏まえれば、試験室においても、可能な限り受験生の人数を通常の講義、会議等での使用時における収容定員の半分程度以内とすることが望ましいがこと、~~もともと不正防止等の観点から②で示す座席間の距離が確保されており、この要件を満たし本ガイドラインで示すその他の様々な感染対策を講じていれば、試験室の確保について追加的な対応は不要であること。~~ている場合は追加的な対応は不要であるが、受験生の人数が通常使用時の収容定員の半分程度を超える試験室がある場合は、当初予定していた試験室数の増設を検討すること。~~

②試験室の座席間の距離の確保

試験場ごとに、教室の数や大きさ、受験者数が異なることが想定されるが、あらかじめ感染拡大の防止策を講じていることを踏まえ、座席の配置は、なるべく1メートル程度の間隔を確保すること。

③マスク、速乾性アルコール製剤の準備

試験場内におけるマスクの着用を義務付けることとし、未所持者にはマスクの提供を行うこと。また、試験場入口や試験室ごとに速乾性アルコール製

剤を配置すること。

④試験監督者等の体調管理等

当日試験業務に携わる試験監督者等については、試験前7日程度を目安に、朝などに体温測定を行うことを要請し、体調不良などを訴える者がいた場合に備え、代替の試験監督者等を確保し、自宅待機や医療機関の受診など、各大学の労務管理上、適切な対応をとること。

⑤医師、看護師等の配置

発熱・咳等の症状のある受験生が受験する場合に備えて、大学等の実情に応じ、医師、看護師等の配置に努めること。

⑥別室の確保

発熱・咳等の症状のある者や無症状の濃厚接触者体調不良者のための別室を設けること。別室においては、基本的に概ね2メートル以上の間隔での座席配置を行うこと。別室は、大学等の実情に応じ、可能であれば医師、看護師等の待機場所から近い方が望ましいこと。

なお、基礎疾患を有する者や合理的配慮を要する障害等障害のある受験生のための別室とは別に確保すること（別室の設定については、2. (2) ①の※及び④iv) の※も参照すること）。

⑦試験室の机、椅子の消毒

試験前日に消毒用アルコール（次亜塩素酸ナトリウム液（漂白剤）を希釈したものや界面活性剤でも可）を使用した拭き取りを行うこと。また、試験日程が連続し、座席利用者が異なるような場合には、当日の試験終了ごとに拭き取りによる消毒を行うこと。

試験開始前の72時間以内に、試験場となる施設の関係者の感染が判明した場合には、保健所等と連携して、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品を消毒すること（消毒できていない箇所は立ち入り禁止とするなどの処置も考えられる）。

⑧面接試験、実技試験の実施

感染拡大の防止に留意し、各大学においては、ICTを活用したオンライン面接や実技動画の提出を取り入れた多様な選抜方法の工夫を行うことが考えられるが、対面での実施が必要と判断する場合には、面接試験については、受験生同士及び評価者との距離は2メートル以上を確保し、常時ドアを開放しておくこと。また、実技試験については、剣道、柔道などのコンタクトスポーツや、発声を伴う歌唱などについては実施を控えること。

⑨試験場への入場方法の検討

入場開始時間を早めることなどにより、試験開始までの時間に余裕を持たせたり、受験番号ごとに入場時間を割り振る、一定間隔を空けて入場させる、

複数の入口、門を使用する、入場に当たって行列が生じる箇所がある場合には動線を示す（例えばマーキング等により1メートル以上の間隔をとる）など、入場時の混雑を避けるための工夫を行うこと。

⑩トイレの使用

トイレは感染リスクが比較的高いとされていることから、トイレ入口に導線動線を示す（例えばマーキング等により1メートル以上の間隔をとる）とともに、入口において、混雑を避けた利用、利用後の手洗いなどを促す案内紙を掲示すること。大学等の実情に応じ、可能な範囲でトイレ休憩の時間を長めに確保すること。また、~~ハンドドライヤーのあるトイレはその利用を停止し、~~トイレ内については換気に注意を払うこと。なお、発熱・咳等の症状のある受験生や無症状の濃厚接触者に該当する受験生に対し別室での受験を認める場合は、試験運営上、可能な限り、トイレを別に確保することが望ましい。

⑪試験終了時の試験室からの退出方法の検討

終了時の混雑を避けるため、各試験室からの一斉退出は認めず、あらかじめ教室ごと又は教室内の列ごとなどに退出の順番を決めておく、一定間隔を空けて退場させる、複数の出口、門を使用する、退出に当たって行列が生じる箇所がある場合には動線を示す（例えばマーキング等により1メートル以上の間隔をとる）などの工夫を行うこと。

⑫保護者控室の設置

試験場への入場者数や集団の形成を極力抑制する観点から、受験以外の用務がある者の入場は最小限になるようにし、保護者控室については原則設置しないことが望ましいこと。ただし、受験生への付き添いが必要な場合もあり得るため、この場合は、受験生と同等の感染予防を講じることを条件に、入場を認めること。

⑬試験監督者等に対する感染対策の要請

「三つの密」の回避や、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を実践すること。また、他の疾患の罹患等のリスクを減らすため、各自の判断において予防接種インフルエンザワクチンその他の定期接種を受けておくことが望ましいこと。

⑭関係機関との連携・協力体制の構築

感染者が出た場合には、濃厚接触者の特定を行うため、試験場ごとの受験者リストを域内の保健所等に共有する必要があるなど、状況に応じ、関係機関と必要な連携・協力を図ることができるよう体制を構築しておくこと。

⑮新型コロナウイルス対応の専用相談窓口の設置

各大学において、例えば、専用電話や専用ホームページの開設などを検討すること。（大学入試センターにおいても、ホームページにおいて、各試験場、試験室において共通の対応となることなどを整理した Q&A の掲載など、受験生に対して大学入学共通テストにおける対応を周知するとともに、受験生からの問合せに対して適切に対応することとしている。）

（２）試験当日の対応

①マスク着用の義務付け

発熱・咳等の症状の有無にかかわらず、試験場内では、昼食時を除き、マスクの着用を義務付づけること。休憩時間や昼食時等の他者との接触、会話を極力控えるよう要請すること。試験監督者等についても同様であること。なお、何らかの事情によりマスクの着用が困難な者も想定されるが、そのような者は、あらかじめ申し出るよう周知するとともに、別室において受験させること。

※発熱・咳等の症状のある者や無症状の濃厚接触者とは同室にしないこと。

②試験室ごとの手指消毒の実施

試験室への入退出を行うごとに、速乾性アルコール製剤による手指消毒を義務付づけること。試験監督者等についても同様であること。

③発熱・咳等の症状のある受験生への対応

試験開始前に発熱・咳等の症状の有無を試験監督者より確認し、本人の申出により、発熱・咳等の症状のある受験生がいた場合には、診療室で対応することを案内しつつ、追試験による対応等を提示すること。ただし、追試験を受験することなどが難しいなど特別な事情がある場合には、別室での受験を提示することができること。

④無症状の濃厚接触者*への対応

*本ガイドラインにおける濃厚接触者とは、保健所より濃厚接触者に該当すると伝えられた者のほか、過去 2 週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域から日本に入国した者を含む。

以下のいずれの要件も満たし、本ガイドラインで示す感染対策が講じられている場合には、無症状の濃厚接触者から他の受験生や試験監督者に感染するおそれは極めて少ない（日常生活を送る上で感染する可能性と同等）ことから、各大学の実情等を勘案の上、無症状の濃厚接触者の受験を認めることができること。当日受験させないこととする場合は、追試験による対応等を提示すること。

i) 初期スクリーニング（自治体による P C R 検査及び検疫所における抗原定量検査）の結果、陰性であること

※検査結果が判明するまでは受験不可とし、その者については追試験を受験させ

ること。

ii) 受験当日も無症状であること

※保健所において濃厚接触者であることやPCR検査の結果が陰性であることを文書等で証明することはないため、入学志願者から無症状の濃厚接触者であることの申告をあらかじめ受け、上記 i) 及び ii) の要件を満たすことを確認した上で受験を認めること(単に周囲に感染者がいたというだけの者は通常どおりの受験をさせること)。

iii) 公共の交通機関(電車、バス、タクシー、航空機(国内線)、旅客船等)を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて試験場に行くこと

※該当者に対し、あらかじめこのことを周知し、自家用車等の利用を求めること。

iv) 終日、別室で受験すること

※発熱・咳等の症状のある受験生のために準備している別室に加え、試験運営上、可能な限り、新たな別室を設けることが望ましい。無症状の濃厚接触者と発熱・咳等のある受験生を同じ別室で受験させる場合であっても、それらの受験生と基礎疾患を有する者や合理的配慮を要する障害等のある受験生を同一の別室で受験させないこと。

⑤無症状の濃厚接触者が受験する別室の感染対策

④の定めるところにより、無症状の濃厚接触者の受験を認める場合には、以下の対策を講じること。

i) 建物内において、別室まで他の受験生と接触しない動線を確保すること

※完全に動線を別に設ける必要はなく、受験生同士の距離が一定間隔空くような、何らかの対策が取られていればよく、互いにマスクを着用していれば、単にすれ違う場合は、感染対策上は問題ない。

ii) 別室では受験生の座席間隔を2メートル以上確保すること

iii) 受験生と試験監督者の距離を2メートル以上(答案回収等の際にはこの限りではない) 確保すること

iv) 受験生も試験監督者もマスクの着用を義務付けるとともに、入退室時の手指消毒を徹底すること

※試験時間中は、頻繁に会話をするような状況も生じないことから、上記の条件を満たし、本ガイドラインで示す感染対策が講じられておれば、他の受験生や試験監督者が感染するおそれは極めて少ない(日常生活を送る上での感染する可能性と同等)。

⑥④体調不良を訴えた試験監督者等への対応

当日試験業務に携わる試験監督者等に体調不良などを訴える者がいた場合には、代替の試験監督者等と交代し、自宅待機や医療機関の受診など、各大学の労務管理上、適切な対応をとること。

⑦⑤換気の実施

試験室の大きさやそれに対する受験生の数、出題科目ごとの試験時間が異なるなど、事情が様々であることから、一律に換気の日安を示すことは難しいものの、可能な限り換気の頻度を多くすることが望ましく、少なくとも1科目終了ごとに、できるだけすべての窓を可能な限り長く、少なくとも10分程度以上開放することが望ましいこと。

⑧⑥昼食時の対応

昼食時の受験生同士の会話、交流、接触を最大限に抑制する観点から、待機室、食事用控室、学生食堂の開放等を行わず、受験生には昼食持参と自席での食事を要請すること。通常、試験室での飲食を禁止している大学等においては、試験日については自席での飲食を認めること。また、試験場内では感染拡大防止の観点からマスクの着用を義務付けていることから、マスクを外すことになる昼食に際しては、あらかじめその時間を限定して設定すること。

⑨⑦試験場入場前の対応

非接触体温計などによる検温については、新型コロナウイルスの特性として熱の高低での識別が難しいこと、検温実施のために密空間が生じるおそれがあることなどから、必ずしも全員に一律に行う必要はないこと。ただし、試験場の入口に、発熱・咳等の症状のある場合はその旨を申し出ることを記載した案内紙を掲示するなど、体調不良者に注意を促すことが望ましい。

⑩⑧試験終了時の周知

退出の順番が来るまでそのまま待機すること、試験場内ではマスクを廃棄しないこと、各自寄り道などはせず、なるべくまっすぐ帰宅すること、帰宅後はまず手や顔を洗うことについて受験生への周知を行うこと。

(3) 試験終了後

①試験監督者等の健康観察

当日試験業務に携わった試験監督者等については、毎朝、体温測定や体調の観察を行うことを要請し、体調不良などを訴える者がいた場合には、自宅待機や医療機関の受診など、各大学の労務管理上、適切な対応をとること。

②試験室の机、椅子の消毒

試験日程が連続し、座席利用者が異なるような場合には、当日の試験終了ごとに消毒用アルコール（次亜塩素酸ナトリウム液（漂白剤）を希釈したものや界面活性剤でも可）を使用した拭き取りを行うこと。なお、試験終了後、使用した教室を72時間以上使用しない場合には、吐しゃ物などの汚物がない限り、特に消毒は必要ないこと。

③保健所等の行政機関への協力

試験終了後に、新型コロナウイルスの感染が判明した受験生や試験監督者等がいた場合には、当該試験場の大学等は、濃厚接触者の特定など、保健所等の行政機関が行う必要な調査への協力を行うこと。

※単に新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の通知を受けたのみの者は、感染者にも濃厚接触者にも該当するものではなく、本項で定める協力が必要になるのは、保健所等の行政機関から要請を受けた場合であること。

3. 受験生に対する要請事項

試験場における感染拡大を防止し、受験生自身が安心して受験できる環境を確保していくためにも、あらかじめ受験生に要請しておくべき事項を整理しておくことが必要である。例えば、以下のようなことが挙げられる。

①自主検温

試験日の7日程度前から、朝などに体温測定を行うこととし、体調の変化の有無を確認すること。

②④医療機関での受診

試験日の2週間程度前から発熱・咳等の症状がある受験生はあらかじめ医療機関での受診を行うこと。

③②受験できない者

新型コロナウイルス感染症に罹患し、試験日までに入院中又は自宅や宿泊施設において療養中の医師が治癒したと診断していない者や、試験日直前に保健所等から濃厚接触者に該当するとされた者は受験できないこと。発熱・咳等の症状がない無症状の濃厚接触者については、上記2.（2）④⑤で示す条件のもと、各大学の判断により、受験できる場合があることから、受験予定の大学に問い合わせて受験の可否を確認すること。

④③受験の取り止め

大学入試センターと各大学は、新型コロナウイルス対応の専用ホームページなどを通じて、追試験等の実施方法や日時等に関する情報を提供しつつ、試験の前から継続して発熱・咳等の症状のある受験生は、当初予定していた日程ではなく、追試験等の受験を検討すること。

⑤④試験当日における対応

発熱・咳等の症状のある受験生は、試験当日の検温で、37.5度以上の熱がある場合は受験を取り止め、追試験等の受験を検討すること。また、37.5度までの熱はないものの、発熱や咳等の症状のある受験生は、その旨を試験監督者等に申し出ること。

症状の有無にかかわらず、各自マスク (何らかの事情によりマスクの着用が困難な場合は、あらかじめ受験する大学に相談すること) を持参し、試験場では、昼食時以外は常に着用すること。休憩時間や昼食時等における他者との接触、会話を極力控えること。

⑥⑤試験当日の服装、昼食

試験当日、試験室の換気のため窓の開放等を行う時間帯があるため、上着など暖かい服装を持参すること。また、試験会場で食堂の営業等を行わないため、昼食を持参し、あらかじめ指示された時間内に自席で食事をとること。

⑦⑥ワクチンの予防接種

他の疾患の罹患等のリスクを減らすため、各自の判断においてインフルエンザワクチンその他の予防接種を受けておくことが望ましいこと。

⑧⑦「新しい生活様式」等の実践

日頃から、手洗い・手指消毒、咳エチケットの徹底、身体的距離の確保、「三つの密」の回避などを行うとともに、バランスのとれた食事、適度な運動、休養、睡眠など、体調管理に心がけること。

⑨新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）のダウンロード

「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA：COVID-19 Contact Confirming Application）」は、利用者が新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性がある場合に通知を受けることができるものであり、その後の検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができることから、これを活用することが望ましいこと。なお、通知を受けたことが直ちに濃厚接触者であることを意味するものではないことに留意すること。

【目的】

大学入学志願者の高等学校段階における基礎的な学習の達成の程度を判定し、大学教育を受けるために必要な能力について把握することを目的として、大学が共同して実施。センター試験の後継。

【試験期日】

- ・共通テスト(1): 令和3年1月16日(土)、17日(日)
- ・共通テスト(2): 令和3年1月30日(土)、31日(日)
※共通テスト(1)の追試験としても実施
試験会場は全都道府県に設置
- ・特例追試験: 令和3年2月13日(土)、14日(日)
※共通テスト(2)の追試験として実施
試験場は原則として全国2地区会場

【参考: 令和2年度センター試験の利用状況等】

- ・志願者数: 557, 699人
[対前年度▲19, 131人]
- ・受験者数: 527, 072人
[対前年度▲19, 126人]
- ・試験場数: 689試験場
[対前年度▲4試験場]
- ・利用大学数: 706大学(国立82、公立91、私立533)
[対前年度+3大学]
152短期大学 (公立13、私立139)
[対前年度+3短期大学]

【令和3年度試験時間割】

※出題教科科目数 6教科30科目

期 日	出題教科・科目		試験時間
1 日 目	地理歴史 公 民	「世界史A」「世界史B」 「日本史A」「日本史B」 「地理A」「地理B」 「現代社会」「倫理」 「政治・経済」「倫理、政治・経済」	2科目受験 9:30～11:40 1科目受験 10:40～11:40
	国 語	「国語」	13:00～14:20
	外国語	「英語」「ドイツ語」「フランス語」 「中国語」「韓国語」	「英語」【リーディング】 「ドイツ語」「フランス語」 「中国語」「韓国語」【筆記】 15:10～16:30 ----- 「英語」【リスニング】 17:10～18:10
2 日 目	理科①	「物理基礎」「化学基礎」 「生物基礎」「地学基礎」	9:30～10:30
	数学①	「数学Ⅰ」「数学Ⅰ・数学A」	11:20～12:30
	数学②	「数学Ⅱ」「数学Ⅱ・数学B」 「簿記・会計」「情報関係基礎」	13:50～14:50
	理科②	「物理」「化学」 「生物」「地学」	2科目受験 15:40～17:50 1科目受験 16:50～17:50

大学入学者選抜方法の改善に関する協議

位置付け

大学関係者及び高等学校関係者等の連携協力のもとに、大学入学者選抜の実施方法、大学入学共通テスト等に関する事項について協議を行う会議体（文部科学省高等教育局長決定）

協 力 者

石崎 規生	全国高等学校長協会大学入試対策委員会委員長
圓月 勝博	日本私立大学連盟教育研究委員会委員長
大林 誠	全国商業高等学校長協会常務理事
岡 正朗	国立大学協会入試委員会委員長
沖 清豪	早稲田大学文学学術院・教授
川嶋 太津夫	大阪大学高等教育・入試研究開発センター長・特任教授
河野 茂	国立大学協会入試委員会副委員長
柴田 洋三郎	公立大学協会指名理事・第2委員会副委員長
島田 康行	筑波大学人文社会系教授
清水 一彦	山梨県立大学理事長・学長
高田 直芳	埼玉県教育委員会教育長
田中 厚一	日本私立短期大学協会副会長
長塚 篤夫	日本私立中学高等学校連合会常任理事
萩原 聡	全国高等学校長協会会長
牧田 和樹	全国高等学校PTA連合会長
安井 利一	日本私立大学協会推薦
山本 廣基	独立行政法人大学入試センター理事長

（臨時協力者）

鈴木 基	国立感染症研究所感染症疫学センター長
柳元 伸太郎	東京大学保健・健康推進本部・教授
和田 耕治	国際医療福祉大学医学部公衆衛生学・教授

令和2年度協議状況

第1回 令和2年6月11日（木）

- 令和3年度大学入学者選抜における試験期日及び試験実施の際の配慮事項について
 - 新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドラインについて
- 等

第2回 令和2年6月17日（水）

- 令和3年度大学入学者選抜における試験期日及び試験実施の際の配慮事項について
 - 新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドラインについて
- 等

令和3年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン（令和2年6月19日「大学入学者選抜方法の改善に関する協議」決定）【概要】

1. 基本的な考え方

本ガイドラインは、**各試験場において新型コロナウイルスの感染拡大の防止**を図り、受験生に安心して受験できる場を提供する視点に立って、**大学入試センター及び各大学が試験実施体制を整えるに当たっての望ましい内容や方法等を提示するもの**

2. 試験場の衛生管理体制等の構築

大学入試センター及び各大学は、試験場において、以下に示す**3つの時点ごと**に新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための**措置をとること**

(1) 事前の準備

- ☑ 試験室数や、試験室の座席間の距離の確保（なるべく1m程度）
- ☑ マスク、速乾性アルコール製剤の準備、試験室の机、椅子の消毒
- ☑ 医師、看護師等の配置
- ☑ 発熱・咳等の体調不良者のための別室の確保
- ☑ 試験会場への入場方法及び退出方法の検討（密状態の回避）
- ☑ 新型コロナウイルス対応の専用相談窓口の設置 等

(2) 試験当日の対応

- ☑ マスク着用、試験室ごとの手指消毒の義務付け
- ☑ 換気の実施（少なくとも1科目終了後ごと）
- ☑ 発熱・咳等の症状のある受験生への対応（追試験や別室での受験を提示）
- ☑ 昼食時の対応（自席での食事を要請） 等

(3) 試験終了後

- ☑ 試験監督者等の健康観察
- ☑ 保健所等の行政機関への協力（仮に感染者がいた場合の対応） 等

3. 受験生に対する要請事項

試験場における感染拡大を防止し、受験生自身が安心して受験できる環境を確保していくためにも、あらかじめ**受験生に要請しておくべき事項を整理**

- ☑ 医療機関の事前受診（発熱・咳等の症状のある者）
- ☑ 体調不良の場合、追試験等の受験を検討
- ☑ 試験当日の各自検温、発熱・咳等の症状の申出、マスクの持参等
- ☑ 「新しい生活様式」等の実践 等

※今後、**新たな感染拡大や科学的知見の発見があった場合には、改めて本ガイドラインの内容を検討**

3

大学入学共通テスト新型コロナウイルス感染症予防対策（案）【概要①】

本予防対策は、令和3年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン（令和2年6月19日「大学入学者選抜方法の改善に関する協議」決定）をベースに、大学入学共通テスト実施に当たって各大学が対応する内容を整理したもの。

1. 試験室の設定等

- ☑ 試験室の座席間の距離（1メートル程度）の確保
- ☑ 休養室に医師等を配置
- ☑ 保護者等の控室は原則設置しない 等

2. 各種感染防止策

- ☑ 昼食時を除きマスクの常時着用を義務付け（未所持者にはマスクを提供）
- ☑ 速乾性アルコール製剤等を配置し、入退室を行うごとに手指消毒を義務付け
- ☑ 1科目終了ごとに少なくとも10分程度以上換気
- ☑ 昼食時は学生食堂等の開放は行わず、他者との会話を極力控えつつ、自席での食事を指示
- ☑ トイレ入口に導線を示し、混雑を避けた利用を促すとともに、必要に応じ試験開始時間を繰り下げ
- ☑ 試験前日に机・椅子等のアルコール消毒実施
- ☑ 主任監督者の口頭指示による飛沫対策のため、主任監督者と受験者との距離を2メートル以上確保 等

3. 試験場入場時等の対応

- ☑ 入場時の混雑を避けるため、各試験場ごとに、入場開始時間の前倒しや、一定間隔の確保、複数の入口・門の使用などの工夫を行い、大学のホームページ等で周知
- ☑ 発熱・咳等の症状のある受験者は申し出るよう、試験場入口に案内を掲示し、注意喚起
※サーモグラフィーなどによる検温について（別紙）
- ☑ 一斉退出による混雑を避けるため、退室の順番や、試験場からの退出方法等を監督者から指示 等

4. 発熱・咳等の症状を申し出た受験者への対応

- ☑ 各試験の開始前ごとに、発熱・咳等の症状の有無を監督者が確認し、症状のある者は、休養室で対応
- ☑ 休養室では医師等がチェックリスト（次頁参照）に基づき受験者の症状について確認。
- ☑ チェックリストの確認項目に該当した者は、追試験を案内
※当日の受験は認めない。
- ☑ チェックリストの確認項目に該当せず、継続受験を希望する場合は別室受験 等
※別室の座席間隔は概ね2メートル以上とする。

4

5. 保健所等の行政機関への協力

- ☑ 試験終了後、感染が判明した受験者・監督者等がいた場合、保健所等行政機関が行う調査に協力

6. 監督者等への周知事項等

- ☑ 感染拡大を予防する「新しい生活様式」を実践
- ☑ 試験前7日間を目安に継続して体温測定を実施
※試験当日の監督者等の体調不良に備え、大学は代替要員を確保する。
- ☑ 監督等の業務従事後、体温測定や体調観察を実施 等

7. 受験者に対する周知

- ☑ 試験の前から継続して発熱・咳等の症状がある場合、あらかじめ医療機関での受診を行うこと
- ☑ 新型コロナウイルス罹患中の者は受験できないこと
- ☑ 試験当日は自主検温を行い、37.5度以上の熱がある場合は受験を取り止め、追試験の受験を検討すること
- ☑ 37.5度までの熱はないものの、発熱や咳等の症状のある者は、その旨監督者等に申し出ること
- ☑ 「新しい生活様式」を実践するとともに、体調管理に心がけること
- ☑ 新型コロナウイルス接触確認アプリCOCOAのダウンロードが望ましいこと 等

【参考】

●発熱・咳等を申し出た受験者用チェックリスト

※A欄で1項目以上、又はB欄で2項目以上、本チェックリストに該当する場合は、追試験を案内
※チェックリスト該当者には医療機関への受診を勧める

	確認項目
A	発熱の症状がある（37.5度以上）
	息苦しさ（呼吸困難）がある
	強いだるさ（倦怠感）がある
B	味を感じない（味覚障害がある）
	臭いを感じない（嗅覚障害がある）
	咳の症状が続いている
	咽頭痛が続いている
	下痢をしている（持病や食あたりなど新型コロナウイルス感染症以外の原因が推測されるものを除く）
	過去2週間以内に、同居している者で医療機関を受診して新型コロナウイルス感染症の罹患が疑われ、かつ、その疑いが否定されないまま症状が続いている者がいる
	過去2週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等の在住者との濃厚接触がある

5

試験場において入場時の検温を実施しないことについて（案）

別紙

大学入試の特性

（基本的特性）

- 1つの会場に集合して実施するものの、受験者は体調管理に心がけている特定された者であり、試験中は解答に集中し、他者との交流・接触を行うものではないことから、ガイドラインに沿った感染防止策を講じておけば、感染のリスクは低い。

（大学入学共通テストの特性）

- 大学入学共通テストにおいては、体調不良者の事前の特定や試験場での隔離について、十分な対策を講じることとしている。

大学入学共通テストのガイドライン（案）

【受験者に対する周知】

- (i) 試験当日は自主検温を行い、37.5度以上の熱がある場合は受験を取り止め、追試験の受験を検討すること
- (ii) 37.5度までの熱はないものの、発熱や咳等の症状のある者は、その旨監督者等に申し出ること

【当日申し出た受験者への対応】

休養室で医師等による症状の確認が行われ、追試験あるいは別室での受験

他のイベント等における検温との関係

- 入国やイベント会場等への入場の前に、サーモグラフィや非接触型体温計などによる検温を実施することは、不特定多数の者のうち、感染している可能性のある者を選別するための一つの有用な手段。

➡ 一方、自主検温も行い、これまでの努力の成果を試す重要な機会に際し、万全の体調で臨んでくるであろう受験者については、入場時の検温を実施することによって、かえって無用の不安感や動揺を与えるおそれ。

（不安・動揺を与える要素）

- ・ 当日の気温や服装、検温器の精度などにより、体温が左右される
- ・ 個々人の適正体温の違い など

6

無症状の濃厚接触者*の大学受験について（案）

*過去2週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等から日本に入国した者を含む。

背景

- 保健所から濃厚接触者に該当するとされた者で、14日間の健康観察期間中に受験日が重なる場合は、無症状でも受験を断念しなければならない。

大学入学共通テストにおける対応

- 無症状の濃厚接触者については、以下の要件をクリアしていれば受験を認めることとする。

- ☑ 初期スクリーニング（自治体等によるPCR等検査）の結果、陰性であること
※検査結果が判明するまでは受験不可とし、その者については追試験を受験
- ☑ 受験当日も無症状であること
- ☑ 公共の交通機関を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて試験場に行くこと
- ☑ 終日、別室で受験すること

- 併せて、試験場においては、以下の感染対策を講じることとする。

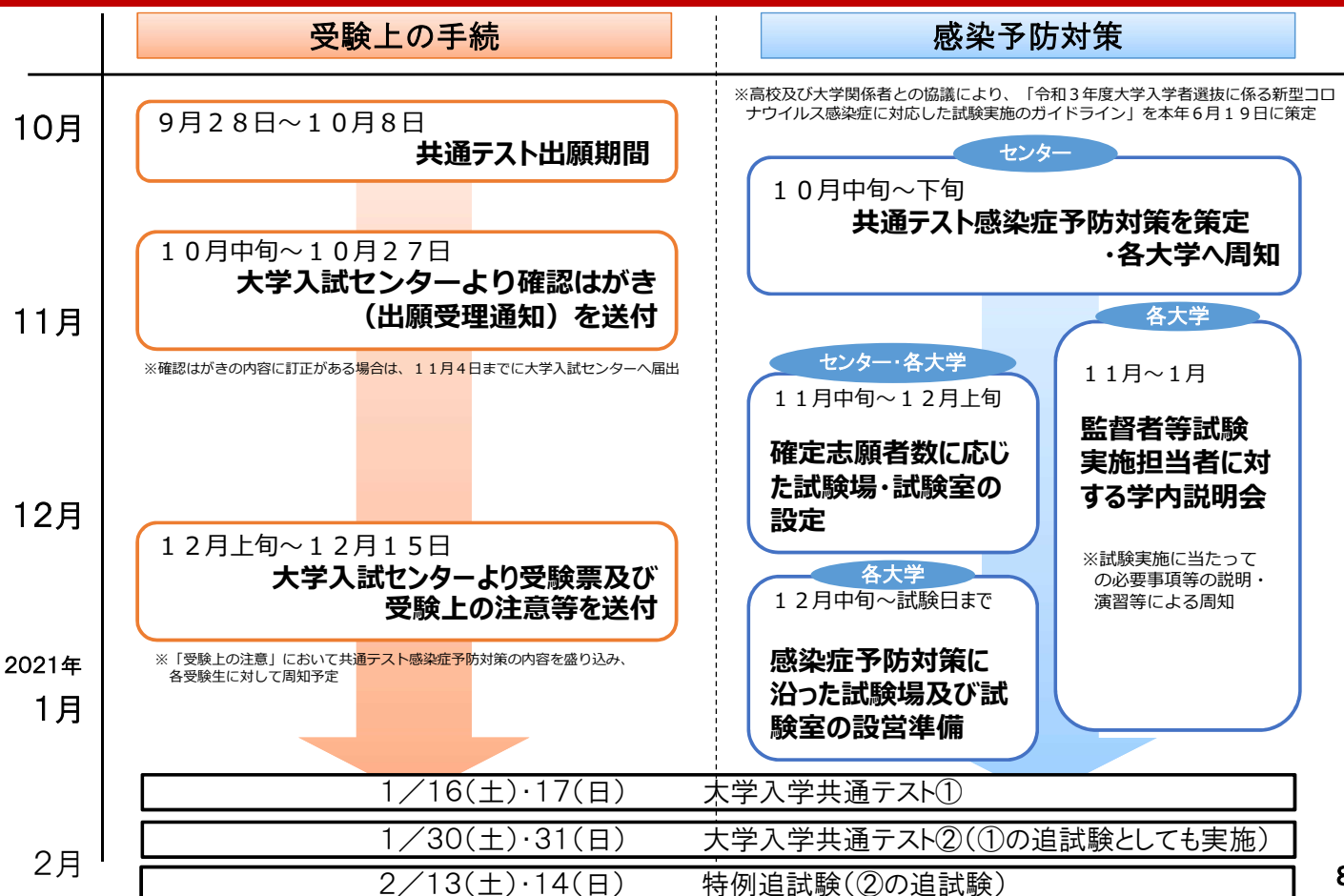
- ☑ 別室まで他の受験者と接触しない導線が確保されていること
- ☑ 別室では受験者の座席間隔が2メートル以上空いていること
- ☑ 監督中は受験者との距離を2メートル以上確保すること
- ☑ 監督者の感染対策が講じられていること

各大学の入学者選抜における対応

- 共通テストにおける対応も参考にしつつ、各大学の実情や志願者の地理的条件を勘案し、各大学において判断。

7

大学入学共通テストに関する今後のスケジュール



8